

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			

警 務 第 4 6 6 号
(生企、刑企、交企、備一)
令 和 6 年 3 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「青森県被害者支援連絡協議会の運営に関する要綱」の制定について
青森県被害者支援連絡協議会については、「青森県被害者支援連絡協議会の運営に関する要綱」の制定について」（令和4年3月24日付け警務第432号。以下「旧通達」という。）により運営しているところであるが、令和6年度の県知事部局の組織改編等に伴い、別添のとおり所要の改正を行い、令和6年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当：警務課犯罪被害者支援室

別添

青森県被害者支援連絡協議会の運営に関する要綱

第1 目的

この要綱は、被害者（犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。）による被害を受けた者及びその遺族をいう。以下同じ。）に対する各種支援活動を相互の緊密な連携により効果的に推進することを目的に設置される青森県被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項、構成、運営方法等について規定することを目的とする。

第2 所掌事項

協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）被害者支援に関する情報の交換に関すること。
- （2）被害者支援に関する協力に関すること。
- （3）被害者支援に関する研究、広報に関すること。
- （4）その他被害者支援に必要な事項に関すること。

第3 構成

協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。

第4 顧問

協議会に顧問を置くことができる。

第5 運営

- 1 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し協議会への出席を求めることができる。
- 3 会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第6 幹事会

- 1 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。

第7 庶務

協議会及び幹事会の庶務は、青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室において行う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3、第4及び第7関係）

青森県被害者支援連絡協議会

会 長	警察本部警務部長
副 会 長	警察本部警務部警務課長
委 員	<p>青森地方検察庁 検事 青森海上保安部 次長 八戸海上保安部 次長</p> <p>青森県 こども家庭部 こどもみらい課長 県民活躍推進課長 交通・地域社会部 地域生活文化課長 健康医療福祉部 健康医療福祉政策課長 高齢福祉保険課長 障がい福祉課長</p> <p>青森県教育庁 生涯学習課長 学校教育課長</p> <p>公益財団法人青森県暴力追放県民センター 専務理事 日本司法支援センター 青森地方事務所長 青森保護観察所 企画調整課長 公益社団法人あおもり被害者支援センター 理事長 青森県弁護士会 犯罪被害者センター委員会委員長</p> <p>警察本部 生活安全部 生活安全企画課長 人身安全対策課長 地域課長 刑事部 捜査第一課長 捜査第二課長 交通部 交通指導課長</p>
顧 問	弁護士 五 戸 雅 彰 臨床心理士 豊 嶋 秋 彦
庶務担当	警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

別表第2（第6及び第7関係）

青森県被害者支援連絡協議会幹事会

幹事長	警察本部警務部警務課長
副幹事長	警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長
幹事	<p>青森地方検察庁 委員の所属する部署の課長補佐、主幹級の者等</p> <p>青森海上保安部 管理課長 八戸海上保安部 管理課長</p> <p>青森県庁 委員の所属する部署の課長補佐、主幹級の者等 青森県教育庁 委員の所属する部署の課長補佐、主幹級の者等</p> <p>国土交通省青森運輸支局 首席運輸企画専門官</p> <p>公益財団法人青森県暴力追放県民センター 相談委員</p> <p>日本司法支援センター青森地方事務所 事務局長</p> <p>青森保護観察所 委員の所属する部署の課長補佐、主幹級の者等</p> <p>公益社団法人あおもり被害者支援センター 事務局長</p> <p>特定非営利活動法人青森県消費者協会青森県消費生活センター 常務理事</p> <p>青森県弁護士会 犯罪被害者センター委員会委員長</p> <p>警察本部 生活安全部 生活安全企画課課長補佐等 人身安全対策課課長補佐等 地域課課長補佐等 刑事部 捜査第一課課長補佐等 捜査第二課課長補佐等 交通部 交通指導課課長補佐等</p>
庶務担当	警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室